

別記様式第2（第十六条関係）

許可申請書
雨水浸透阻害行為
協議

<p style="text-align: center;">第30条 特定都市河川浸水被害対策法 第35条 の規定により、雨水浸透阻害行為 の申請 について 協議 年 月 日 様 住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>	
<p>雨水浸透阻害行為等の概要</p>	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 「許可申請 第30条 「許可を申請 協議」、第35条」、協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
 - 5 その他必要な事項の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記第1号様式（第2条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設計者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号						
	氏名									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数			行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量			m ³ /秒			行為後の流出雨水量			m ³ /秒
	雨水貯留浸透施設の計画			名称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)		
その他										

注 「その他」の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（例示）

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた〇〇川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条「許可の基準」に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

記

- 第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地 _____
- 第2条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名 _____
連絡先 _____
- 第3条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等の総体をいう。
2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
（別図：平面図、標準横断面図、構造図）
- 第4条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業で必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。
2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。
- 第5条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。
- 第6条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為
- 第7条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。
- 第8条 対策工事伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分	類	作 業 内 容	頻 度
点検作業	定期点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業で必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等	・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄・砕石の人力による洗浄又は高压洗浄	

別記様式第 6 (第二十九条関係)

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
協 議 書

<p style="text-align: center;">第 3 9 条 第 1 項</p> <p style="text-align: center;">特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条</p> <p>の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について</p> <p>許可を申請 します。</p> <p>協 議</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>	
<p>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要</p>	<p>1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号</p>	
	<p>2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類</p>	
	<p>3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称</p>	
	<p>4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要</p>	
	<p>5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項</p>	
	<p>6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日</p>	年 月 日
	<p>7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日</p>	年 月 日
	<p>8 保全工事の着手予定日</p>	年 月 日
	<p>9 保全工事の完了予定日</p>	年 月 日
	<p>10 その他必要な事項</p>	
<p>※受付番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>	
<p>※許可に付した条件</p>		
<p>※許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>	

- 備考1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請
協議」、第39条第4項において準用する同法第35条、「協議」については、該当
するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。